

返金規定

無期雇用就職者について、当法人が紹介した求職者を採用した事業主の都合による解雇以外の理由により当該求職者が入社後 1 ヶ月以内に離職した場合は当社が受け取った紹介手数料の 80%、3 ヶ月以内に離職した場合は同じく 50%を求職者が離職した日の翌月末日までに求人者に返還する。

令和 7 年 1 月 1 日

一般社団法人日本アジア人材育成支援協会

代表理事 鉢呂 芳教

許可番号 13-ユ-317589